

食品表示基準(平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号)

別表第一 (第二条関係)

- 1 麦類  
精麦
- 2 粉類  
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉  
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、  
その他のでん粉
- 4 野菜加工品  
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜(漬物を除く。)、野菜漬物、野菜冷凍食品、  
乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品  
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の  
果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品  
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料  
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツ  
メグ(肉ずく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんし  
ょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類  
めん類、パン類
- 9 穀類加工品  
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類  
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、  
チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 11 豆類の調製品  
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆  
類調製品
- 12 砂糖類  
砂糖、糖蜜、糖類
- 13 その他の農産加工食品  
こんにゃく、その他 1 から 12 までに分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品  
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品  
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリ  
ーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品  
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品  
蜂蜜、その他 14 から 16 までに分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類  
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、そ  
の他の加工魚介類
- 19 加工海藻類

こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工  
海藻類

- 20 その他の水産加工食品  
18及び19に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ  
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
- 22 食用油脂  
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
- 23 調理食品  
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
- 24 その他の加工食品  
イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジ  
ューズ、その他21から23までに分類されない加工食品
- 25 飲料等  
飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料